

東久留米市日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の評価等に関する実施要領
(趣旨)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第213条の10に基づく日中サービス支援型指定共同生活援助事業者（以下「事業者」という。）における東久留米市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）への報告、協議会からの評価等について、必要な事項を定めるものとする。

(評価等の実施の時期及び方法)

第2条 事業者は、東京都へ事業指定の申請をしようとするときは、協議会に対し、当該事業の運営方針、活動内容等を説明し、協議会から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴かなければならない。

2 事業所は、指定後6月を経過したときは、協議会に対し、当該事業の実施状況等を報告し、協議会から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴かなければならない。実施状況等を報告した時から1年を経過したときも、同様とする。

3 事業者は、協議会が別に定める期日までに、日中サービス支援型指定共同生活援助に係る事業評価シート（様式第1号）に必要事項を記入し、協議会へ提出しなければならない。

4 事業者は、必要に応じて協議会への当該事業の実施状況等について説明を行うものとする。

(評価等の結果報告等)

第3条 協議会は、事業者から前条第3項に基づく関係書類が提出された際は、速やかに内容を審査の上、当該事業者の評価を行うものとする。

2 協議会は、必要に応じて事業者に対し、追加の説明、報告等を求めることができるものとする。

3 協議会は、第1項の評価等の結果を日中サービス支援型指定共同生活援助事業に係る評価結果通知書（様式第2号）により事業者に通知する。

4 事業者は、協議会における評価、要望、助言等を尊重し、当該事業における質の向上に努めるものとする。

(記録の保管等)

第4条 前条で規定する協議会における評価を受けた事業者は、その報告内容及びそれに対する評価、要望、助言等についての記録を整備し、評価を受けた日から5年間保管しなければならない。

2 事業者は、個人情報の保護に留意しつつ、サービス提供記録、事業の運営状況等を積極的に公表するものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるものを除く他の日中サービス支援型指定共同生活援助における協議会への報告、協議会からの評価等の実施に関する必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和５年８月２９日から施行する。